

子どもの養育の経済分析

—研究系譜と展望—

永瀬伸子

- 1. はじめに
- 2. 経済学における子ども
 - (1) 消費財としての子ども
 - (2) 投資財としての子ども・子どもの質とは何か。
 - (3) 公共財としての子ども
- 3. 子どもへの公共政策
 - (1) 総論
 - (2) 米国における子どもへの公共政策
 - a. 母親の就業と子どもの養育
 - b. 低所得者のための公共政策
- c. 養育サービスと公共政策
 - (3) 日本における子どもへの公共政策
 - a. 母親の就業と子どもの養育
 - b. 乳幼児保育の供給制約
 - c. 保育需要の変化と多様化への対応
 - d. 保育所の運営費用の負担
- 4. 米国における実証分析—子どもの人的資本形成と母親の就業
- 5. 今後の課題

1. はじめに

少子化、高齢化、女性の就業の拡大など、家族の変容の中で、子どもに対する新しい家族政策が求められている。「エンゼルプラン」、保育の直接入所方式の検討などは、このような社会変化に対応しようとする試みである。しかしながら保育関係者、生活ジャーナリストなどによる分析に対して、経済学の枠組みからの分析——供給数量、供給価格の変化がどのような就業行動、供給行動の変化を起こすか——はいまだ数少ないようと思われる。厚生省児童家庭局編「保育問題検討会報告書」(1994)は、保育園改革の課題として、多様な保育ニーズに答える必要(乳幼児の受け入れ、保育時間の対応など)、保育料の負担の適正化、公平化、入所手続きが簡単である「利用しやすい保育所」を目指すことなどをあげている。その対策として、行政の関与を縮小し、より自由な市場調整メカニズムを取り入れようという提案と、これに反対し、措置制度の充実、運用の弾力化で対応しようという意見とが対立している様子である。現場の保育関係者からは、行政関与の縮小に反対論——例えば「直接入所方式は、子どもの差別につながる」、「駅前保育は、狭い園庭など、子どものために

ならない」などの議論を聞く。反面、経済学者は、規制緩和は、利用者の需要により敏感に市場が答えることを意味し、良いことだと直感的に感じるかもしれない。しかしながら、扱う問題が「子ども」、あるいは「子どもの養育サービス」である故に、一般の財とは特性が異なる可能性がある。経済学でもこの点を考慮したモデルを組まない限り、重要な点を見逃すことになろう。このような点に注意を払いつつ「子ども」を経済学の枠組みを用いて扱うと、どのようなことが理論的に、あるいは実証的に結論づけられるのだろうか。本小論の目的は、この問題への経済学からのこれまでの研究成果をサーベイし、今後を展望することで、この問題へのとっかかりを作ることである。子どもの発達には、心理学、教育学、現場等からの分析が重要なのは言うまでもない。しかし、経済学による分析に大きい利点があるとすれば、それは、供給ルールの変化によって、保育施設の供給側の行動(現実の供給者のみならず、新規参入者を含む分析、また供給される保育の価格と質の変化)、保育の潜在的な需要者側の選択行動(現実の利用者のみならず、現在の非利用者の就業選択行動をも含めた分析)のダイナミックな変化を予想し、この選択変化を視野に入れた上で洞察が得られることではないかと思われる。保育政策や規制の変化は、母親の就業行動や出産行動を、また、子どもへの投資をどのように変化させるだろうか。養育サービス市場はどのようなメカニズムで働き、どのような問題点があるのだろうか。欧米においては、女性の就業率、とくに幼い子どもを持つ母親の就業がこの10年間に大きく高まる中で、子どもの養育の経済分析に対する関心が高まっており、不十分ながら、理論、実証研究成果の蓄積が進んでいる。

以下、第2節では、経済学において「子ども」がどのようなものとして分析され、そのインプレッションは何であったか、第3節では、子どもへの公共政策にまつわる理論と米国、日本における議論を追って、現状の子どもの養育政策がどのような影響を与えていていると考えられるかについて考察し、第4節では、子どもの人的資本蓄積と母親の就業についての実証分析の研究成果をたどり、第5節では、本プロジェクトの中で今後実証的に明らかにするべき課題を述べる。

2. 経済学における子ども

子どもを経済学の対象として扱うことに、違和感を覚える人は多いかもしれない。親子間の濃密な情、本能的な種族保存へのエネルギーとしての子育て、尊い授かりものとしての子どもを、人間の他の財への需要と同列に扱うことに、異を唱える方も多いかもしれない。しかしながら、子どもを持つこと、子どもの育て方は、その家の経済と独立に決定されることではなく、家計の制約の中で、生む人数や育児方法が決定されているのは事実である。避妊法の発達、医学知識の向上によって、持つ子どもの人数や、出産の間隔を制御する親は増加している。また子育ての方法についても、誰が(母親が、父親が、他の親族が、専門家が、友人が、その他契約関係にある者が)、どれだけの時間を費

やして子育てるか、その際にどのくらいの財(衣食住、遊具、お稽古ごとなど)を投入するかは、親の選択事項である。もちろん文化や慣習が大きい役割を果たすことは否めない。しかし日本について、この100年を振り返ると大きい変化が観察される。戦前は大家族や地縁関係の中での育児、農作業の傍らの育児や、子守りや女中を使った育児が中心であつただろう。戦後の経済成長を経て「専業主婦」、「教育ママ」といった言葉が新聞紙面に表れるようになり、近年では、母子の「密室育児」、保育所やベビーシッターの利用、幼稚園や学習塾の隆盛など、また新しいキーワードが時代の言葉として登場している。変化の原動力に、産業構造の変化、女子の就業機会や学歴の変化など、経済的要因が大きい役割を果たしていることは明らかであろう。子どもを他の財と異なる聖域とせず、経済学で扱うことにも大きい意義があると考える。

経済学において、子どもは、親に満足を与える消費財の一つとして、また、親の投資の対象として、さらに、公共財としての側面に光があてられて扱われてきた。子どもの経済分析の関心は、(1)子どもの出産数、(2)子どもの人的資本形成、(3)母親の就業と子どもの質の選択の相互関係、そして所得水準、賃金率変化(母親、父親、子ども)がこれらの変数に与える影響にあると思われる。加えて、最近は、母親の就業が増大したため、(4)子どもケア産業のメカニズムと公共政策のあり方が新しい研究課題となっている。子どもの経済分析の幾つかのキーワードは、「子どもの質」、「母親の機会費用」、「子どもへの時間、財投人」、「子どもの投資収益」である。子どもの出産数の分析の歴史は比較的古いが、子どもの養育サービスの分析、公共財としての子ども、人的資本投資の側面は、より最近関心を集めているものである。以下順次ふれることにしよう。

(1) 消費財としての子ども

Becker (1965) から、Willis (1973), De Tray (1973), Michael (1973) などへと発展したのが、消費財としての子どもの理論である。子どもは、親に対して、喜びというサービスを提供する財であり、他の財の消費との代替関係にあるものとして扱われる。このモデルの関心は、家計の所得水準や育児技術、父母の賃金率が、出産行動(人数、出産間隔)にどのような影響を与えるか、また、子どもの質と量の選択にどのような影響を与えるかにあった。親は、どのような事情によって、望ましい子どもの数を決定するのか、また、どのように一人当たりの子どもに対する教育費や育児方法を決定するのか。子どもにあてられる費用や時間が増えるほど、親は他の財への支出を制限しなくてはならない。結局、親は、持てる資産の総量、子どもを生産する生産技術や母親の人的資本量などを所与として、自らの価値観に照らし合わせて、満足を最大とするように、子どもへの時間投人、財投人、他の消費財の消費量、労働時間などを決定するというのが基本的な枠組みである。加えて、子どもの死亡率、受胎のしやすさ、不妊などや避妊技術、出産調整費用など、望む子どもの数を達成するためのコストなども、子どもの数の選択に考慮する。

このモデルで強調されるのは、「子ども財」には「人数」と「質」という二つの側面があることである。しかも、他の消費財と異なり、子どもの「質」と「量」の需要には強い相互作用が働くことである。子ども一人当たりの価格は、「望む質」(どれほど教育をするか、手をかけるか)によって異なるため、追加的な子どもを持つかどうかの決定は、親が望む一人あたりの子どもの質に依存する。反対に子どもの質を上昇させるコストは、子どもの人数に依存する。親が兄弟間で同一の質を望むと仮定すると、子どもの一人当たりの質の限界的な上昇は、家庭内の兄弟の人数倍の大きいコストとなる。この結果、外生的な何らかの要因で、親が子どもに高い質を望むようになるとすると、結果として、子ども一人当たりの価格が上昇し、子どもの数を減少させる。子どもの数の減少は、子どもの質向上の限界的な費用を削減し、さらに、子どもの質への需要が高まるといった関係をこのモデルは予想する。また、所得水準の向上が子ども需要に与える影響は、「質」と「量」で分けて考える必要があるだろう。子どもが正常財である限り、子ども需要は増大するであろうが、需要の所得弾力性は「質」の方が「量」より大きい可能性をBeckerは指摘する。この場合、所得水準が向上すれば、相対的に子どもの質への需要が高まり、子ども一人あたりに親が費やすコストが増大することが予想される。

このモデルのもう一つの特徴は、「子ども」サービスの消費に「家庭内生産」と、財・時間投入の代替性を考える点である。各家計が喜びを得る源泉は、特定の財そのものではなく、例えば「健康」「子ども」「威信」「名譽」「ゆとり」など、より高い次元のものにある。もちろん、これら目的物は、市販されてはいない。市販財を購入するだけではなく、手間暇をかけて、はじめて楽しむことができる。各家計は、所得、財価格、賃金率などを勘案して、どの程度時間をかけるか、財を投入するかを決定するというのが、Becker(1965)のモデルである。子どもも、家庭内工場で親の時間と市場財の投入によってはじめて生産される。子どもは、相対的には、手間のかかる時間集約的な財であろう。しかし、子ども財の生産方法は唯一無二ではなく、ある程度、手間とお金の代替性があろう。結局、どの程度の時間・財投入比率とするかは、子どもを生産する親の技術と、親の時間の機会費用に依存する。市場賃金率が高く、機会費用が高い親は、同一の質を得るために、時間投入を減らし、財投入を増やすと予想される。もっとも、市場賃金率の増大は、所得効果もたらすであろうから、子どもが正常財であれば、子ども需要が増大し、生産時間も増大するという反対方向の効果も予想されるから、ネットの効果は、より小さいであろう。このモデルに関しては大淵(1988)にも詳しくサーベイが行われている。

モデルやその予想を簡単に紹介すると、De Tray(1973)は、子どもの生産関数を特定するが、子どもの質、量の生産は、夫の時間、妻の時間、市場財の投入、夫、妻、それぞれの生産効率によるという枠組みをおいている。夫も妻も、その総賦与時間を、市場労働、子どもの数の生産(消費)、質の生産(消費)、他の消費財の消費時間に費やすものとする。選択される子どもの質と量は、夫の

賃金率、妻の賃金率、市場財の価格、夫と妻の生産効率に依存する。Willis(1973)は、子どもが他の財よりも時間集約的であることを仮定すると、妻が専業主婦であれば、夫の所得が増加した場合、相対的に時間が希少となる結果、時間集約的財である子どもの相対費用が増大し、子どもの消費は減ると予想する。

(2) 投資財としての子ども・子どもの質とは何か。

前節では、子どもは、親に喜びを与える存在として扱われた。確かに、幼い子どもは世話をやける(コストがかかる)反面、他の消費財にはない喜びを親に与える。しかし子どもが愛玩物や他の耐久消費財と異なるのは、成長し、親が年老いる頃には成人し、生産活動を行うという側面である。また、子どもの発達の度合いは、親の手のかけ方、子どもの生まれつき、運などによっても変化しうるものである。親の子ども需要、子どもの養育方法選択の経済モデルに、この側面を取り入れたのが投資としての子どもモデルである。子どもは、親にとって、一種の貯蓄手段であり、このモデルが主な関心とするのは、子どもへの人的投資の決定である。

ところで、「子どもの質」について、前項でも取り上げたが、経済学における子どもの質とは何か。投資財としての子どものモデルを「子どもの質」に触れながらやや詳しく見ることにしよう。「消費財としての子どもの質」は、多面的であり、親によって評価は異なる。ある親にとっては「愛らしい子ども」、別の親にとっては、「賢い子ども」が、また別の親にとっては、「健康な子ども」がより高い効用をあげるのであり、親にとって望ましい。子どもの質は、親の価値観に依存して様々であり、一意ではない。しかしながら、投資財としての子どもの質は、単一の次元で扱いうる。すなわち、ベッカーのいう成人後の子どもの資産価値である。

Becker(1981)は、投資財としての子どもをモデル化する。質とは、子どもが成人した暁の資産としての子どもの価値(adult wealth of children)であり、子どもが成人後に生む所得の流列である。彼は、成人した暁の子どもの資産価値は、親が行う子どもへの人的投資、親族を含めた家族資産(生まれつきの賦存)、運に依存するとモデル化する。これを I_{t+1} と表すことにしよう。各人が2期生きることが想定される。第1期には所得を得て、その一部を子どもに投資し、第2期目には投資された額に依存し、子どもが所得を生み出す。親は、今期の自分の消費量と来期の子どもの価値(I_{t+1})から得る効用を最大化するべく、子どもへの投資量を決定するのである。子どもは、来期には、人的資本単位当たり W_{t+1} の賃金率で収入を得ることができる。子どもの来期の収入は、 $W_{t+1} * I_{t+1}$ である。この二時点間にわたる予算制約は、親の現在消費と子ども資産の現在割引価値の和として「家族予算制約」として表すことができる。親が所得の何割を子どもへの投資に回すかは、親の好み(現在の消費と来期の消費との選好)および子ども投資の収益率によって決定される。

Beckerは、子どもの価値を決定するものとして、親の子どもへの(教育)投資と別に、「一族の資

産」という資本を別に考慮することが興味深い。「一族の資本」は、子どもの生まれつきの初期賦存を高めるものである。教育投資は、一人の子どもの生産性を上げるが、「一族の資本」への投資は、一族に属する人全体の初期賦存を高めるものである。例えば、家族の評判や人脈、遺伝子、人種、文化などであり、子どもが受け継ぐ量は、「一族の資本」の量、および、その種類に応じた伝達可能性に依存すると考える。そしてフォーマルにモデル化はしないものの、次世代への伝達可能性は、実は内生変数であり、子どもの生涯の決定(訓練、仕事、結婚など)にどれだけ親や親族がエネルギーを投入し主導権をとるかによって異なるとする。家柄が個人の能力や技能に関わる情報として重要な時代に比べて、今日、試験、契約、などの代替的な評価の方法が発達したことが、一族の資産への投資を縮小させているとする。

もちろん、老後の備えは、子どもに限らない。銀行、保険等の金融機関がない社会においては、老後の備えの有力な手段が子どもであったろうが、現在では、「貯蓄」、「実物資産」なども考えられる。しかし、Becker (1981) は、貯蓄よりも、子どもへの投資の方が、収益率が高いと仮定する。Becker (1981) が指摘するのは、次の点である。他の一般資産の投資と異なって、子どもへの投資収益率は、子どもごとに差があり、性、人種、能力、年齢、投資するタイミング、社会背景などによって大きく左右される。また、その収益率は、投資額が増えるに従い、限界的には低下していくだろう。一方、一般資本投資の収益率は、マーケットで同一であり、個人の投資額の増減が直接に市場利回りに影響を与えることはない。従って、各家計では、まずは、子どもに対して人的資本投資を行う。その収益率が一般資本の収益率までに飽和すると、はじめて一般資本投資を行う。Becker は、その証左として、富裕な家族では、次世代に、人的資本のみならず、一般資本も残すが、貧しい家族は、人的投資のみしか行わないこと、また、貧しい家族ほど、所得と子どもの人的投資(教育)が相関を示し、富裕な家族ほど、遺産と所得に相関が出ることを指摘する。

このモデルの拡張は、子ども間の能力差と親の人的投資量の関係である。能力のある者に投資した方が、投資効率は高い。反面、親にとって子どもが平等であれば、子どもの所得の平等化を望むだろう。富裕な親は、子どもへの人的投資が市場利回りと同一になるまで投資を行う結果、能力の高い子どもにより多くの人的投資を行う。かわりに能力の低い子どもには、補償的により多くの資産を与え、効率性と所得の平等化をはかる。一方、貧しい家庭の場合は、子ども間の投資収益に、効率性と平等性のトレードオフがある。しかし、子どもが利他的な場合、または、兄弟間で、面倒を見合うという社会規範等の合意がある限り、もっとも能力の高い子どもに多くの投資をするというのが解となるとしている。

(3) 公共財としての子ども

「投資としての子ども」は、子どもの質(資産価値)に、親もまた親族も効用を持ち、現在消費

と、子どもへの投資を選択するというモデル設定であった。子どもの資産価値は、直接に親の喜びの源泉であるだけではなく、親の異時点間の消費選択を可能とする媒介であることが示されている。

しかしながら、現在では、社会保障制度——年金、医療——や赤字国債(後世代負担)による財政支出を通じて、現役世代から退職世代へ、強制的に多くの所得移転が行われている。日本においても国民所得にしめる租税、社会保険料比率は4割近くに達している。このような制度下では、親自身がコントロールできる成人後の子ども所得は縮小する。年金や税金を通じて、家族以外の者へと移転される部分が大きいからである。つまり子ども投資の収益が、「家族予算制約」——家族の異時点間の所得制約——から外へ漏出する一方で、子ども投資を行わない者も、年金や後世代負担の財政支出を通じて子ども資産の収益を受け取る(フリーライドする)ことが可能になる。このような所得移転システムは、子ども投資の社会的な収益率には影響を与えないが、家計が面する私的収益率を下げる結果、自由な選択では、子ども投資が過小になる可能性が出てくる。

老後の暮らしは「年金が頼り」であるとする者が約6割程度いるが(労働省「高齢者就業実態調査平成4年)、公的年金給付の大部分は、自分の積み立てた社会保険料とその運用益ではなく、子ども世代からの受け取りである。しかしこのことは、一般にあまり認識されていない。社会保険料は基本的には所得比例であり、これが同一の世帯を比べれば、大勢の子どもを育てた世帯ほど(将来の保険料の納め手である子どもの育成に、多くの時間・財コストを払っているから)、事実上の拠出額は大きく、子どもを育てなかつた世帯では、事実上の拠出額は小さいものとなっている。現実の給付額も保険料も、育てた子どもの数と独立に決まっており、このような設定は、子どもの養育者から非養育者へ所得移転を行う効果を生んでいる。

前項のモデルを年金を入れて修正する。異時点間の消費選択を可能とする媒介として、子ども、一般資産に加えて年金資産を導入する。各家計は、第1期目に子どもへの投資を行うか、あるいは、一般資産への投資を行うか(両者を選ぶか)の選択ができる。一方年金制度は、強制加入である。なお社会保険料率 b は、親世代と子世代の相対的な交渉力に依存し、政治的な產物であるが、各自は予測に基づいて行動する。

投資のコストは現在消費の削減である。投資のベネフィットは、来期の消費の増大である。子どもの持つ消費財の側面、喜びというサービスの供給、は不变であるが、投資収益は、前項のモデルから保険料分修正される。前項と比べ、子ども財の私的収益率は、子どもの生産物のうち、社会保険料率部分 b_{t+1} が差し引かれたもの $((1-b_{t+1}) * W_{t+1} * I_{t+1})$ に縮小する。

一方、二期目の受け取りも修正される。子どもに加えて、公的年金からも移転を受ける。賦課方式を仮定すれば、年金は、子ども世代からの仕送りであるが、その額は、親の子ども投資の私的負担額とは独立に決まる。年金額は、社会全体の成人後の子ども資産の総和 $\sum_j I_{t+1j}$ ($j=1 \dots$ 子どもの人

数)と、子ども世代の賃金率 W_{t+1} 、子どもに対する社会保険料率 b_{t+1} に依存し、この総和($\sum_j W_{t+1} * I_{t+1j} * b_{t+1}$)を原資に、親の現役賃金(単位あたり賃金 W_t は世代で一定と仮定しているので、ここでは親の人的資本 I_{tj})に応じて、一定のルールで配分されるというのが現行の方式である。子どもに対する投資ではなく、自分に対する投資(自分の人的資本 I_{tj} の増加)が年金受け取り額を増加させるというルールが設定されている。

結局、子ども収益は、社会保険料率によって縮小したが、反面、年金からの受け取りが増加しているから、親世代全体としては、受け取りは変わらない。しかし、年金移転額は、子どもへの私的投资額と無関係に決まるため、子ども投資の私的收益率は大きく減少している。育児のかわりに、市場労働を行えば、今期の所得が増え、同時に所得比例の年金額が増大するこのメカニズムは、女子の就業と育児との選択行動を考慮に入れたものとはなっていない。この制度によって子ども投資の私的收益率は低下し、子どもへの過小投資の問題が発生する。

また、子どもに頼らない老後が年金によって可能となると、社会規範そのものが変化し、親が管理できる子ども資産は、より小さいものとなるかもしれない。三世代世帯は急速に減少し、子どもが主な働き手である家庭に替わって、老夫婦二人家庭が増加している。公的年金の充実がこのような暮らしを増加させ、親子間の家族予算制約が途切れる誘因ともなっている。

親子間の社会規範の変化や年金制度は、子どもサービスの消費(子どもを持つことそのものの喜び)に影響を及ぼさないとしても、次世代の育成(異時点間の消費の流列)を最大化させるという意味での子ども需要は、外部性や出産の後送りによって過小となる。Folbre(1992)は、子どもが公共財であるとして、子どもの扶養コストをより平等に負うべきとしている。もちろん世代間の移転制度を通じない私的な家族内の所得移転は現在でも行われており、また、自分の子どもを持つ喜びという効用は親自身が受けとるものであるから、子どもは私的財の側面は強い(親にとって、自分の子どもと他人の子どもは明らかに代替的ではないだろう)。しかし、年金制度などの移転のしくみが老後の経済保障という点で、外部性を生み出していることも明らかであり、この点から、子どものコストを親世代全体が負う制度設計——例えば、育児手当、保育・教育施設への公費投入、子育ての時間を負担した者に対する税額控除——などが正当化される。また、年金の給付や保険料率も育てた子ども数に依存する形に改めるべきと筆者は考える。ただし、子どもは、消費財的な側面(自分の子どもを持つ喜び)があり、自分の子どもと他人の子どもが代替的でない限り、私的なコスト負担も当然のことであろう。

以上、消費財としての子ども、投資財としての子ども、公共財としての子どもを見てきた。幼児は、親に喜びを与え、やがて成人した子どもは、親が生物的に衰えた頃には生産活動を担い、社会の働き手となる。

子どもが一般資産と異なる第1の側面は、どのようにであれ、育つ喜びがあることだろう。つまり投資収益がなくとも需要される(他人の子どもであれば憎らしいが、我が子であれば可愛いといったことであろうか)。しかし反面、子どもは、売買が出来ず、いったん生まれた後は、放棄不可能な責任を負うことになるから面倒である(親は一生親、子どもはままならない、などと言われる)。しかも、生産は、生物的な年齢にも制約され、確率的な側面があり、さらに時間集約的である(近年、男女とも不妊が増加しているという。生む時期を後延ばしにした結果、希望に反して子どもに恵まれない高学歴カップルが海外では増加していると言われる。近代医学は意図せざる妊娠を飛躍的に縮小させたが、確実な妊娠は保証されない)。第3に、投資という側面で見れば、外部性の問題がなくとも、二期目の收益率について、一期目に法的な強制力のある履行可能な契約を(子ども相手に)結ぶことは、法的に不可能であり、収益の回収は不確実である。子どもは成人後は自分の意志を持つから、親が成人後の子どもをコントロールしうる手札を持つか否か(例えば、農業後継者の生産手段である農地の所有など)、また社会的な取り決め(社会規範)に依存して、回収率は左右される可能性がある。さらにGriliches(1974)は、子どもを持つ理由として、親から子、子から親への濃密な双方向のケアの生産、子どもを通した不死への願いなどもあげており、子どもの経済分析には、まだ考慮すべき他の点も多くあると思われる。

しかし、ここで挙げた3つの枠組みが提供するものも多い。農耕社会では、子どもも程なく生産人口となり家計を支え、投資財、生産財としての側面が強い。一方、近代工業社会になるとともに、血縁関係を通じた生産体制が縮小し、子どもの消費財としての側面が強くなると言われる。しかし、一国全体を見れば、依然として子どもは投資財である。税金、保険料が主に勤労所得から徴収され、保険の給付を受けるのが医療も含めて主に老人であることを考慮すると、子ども投資の収益を、親世代全体が、給付ルールに応じて受け取っているに等しい。ところが、私的な子どもの便益が、子どもの消費サービスのみと認識されるのであれば、投資としての子どもは、明らかに過小となると考えられる。このため投資としての子ども需要を削がない社会保障設計が必要であろう。

3. 子どもへの公共政策

(1) 総論

子どもへの公共政策の必要性を、前段でも述べたが、4点にまとめ直すことができるのではないだろうか。(1)子どものwell-being (2)次世代の育成としての子どもの人的投資と外部性(人口政策、教育政策) (3)母親のwell-being (4)子ども養育市場の情報の不完全性とモラル・ハザード。

子どものwell-beingとは、子どもの機会均等、子どもの基本的人権の保証である。消費財としての子どもという視点において、最大化されるのは、親の効用であるため、二期目に成人となる子ども自身の効用が考慮される必要があるだろう。ミニマムの環境は子どもに与えられるべき当然の権

利として社会的な合意がある。また幼い子どもが十分なケアを受ければ、発達が阻害されるとすれば、その後の社会的負担は大きく、大きい外部不経済を生むと考えられる。親の流動性制約によって子どもへの人的投資が過小となるとすれば、効率性の観点からも流動性制約を緩和する必要がある。

第2点目は、社会全体として望ましい子どもの出産数、質を維持するために行う政策である。発展途上国においては、避妊技術の不備や知識の欠如、医療技術の遅れにより子どもの生存確率が低い一方、子どもが唯一の老後保障であることから、子どもの出産数が過剰であり、一人当たりの投資額が少なくなる「貧乏人の子沢山」の問題が生じているかもしれない。一方先進国では、社会保障制度のもとの外部性を如何に回避するかという問題があり、出産数の過小が課題となっている。社会保障や親子間の社会規範の変化は、子どもの私的便益と公的便益に(例えば賦課年金によって)乖離を生じさせるであろう。子どもへの人的投資のコスト(財投資のみならず時間投資のコストを含めて)は、主に家計が担っているが、老後の扶養という意味での子ども資本の収益は、社会全体に還元されている側面があるからである。

第3点目が、母親の就業と育児の関係である。この点は、第4点目の子ども養育サービス市場の不完備とも関係し、母親の就業が増大する中で大きい論争点となっている。母親のwell-beingを保証する政策を、子どもへの公共政策の中で言及するのは、やや唐突である。しかし、子育てによる離職が、子育て終了後の母親の市場賃金率に大きい負の影響を与えることは既知である。また女性の子育て終了後の期間が長期化しているため、離職による市場賃金率低下の影響は大きくなっている。もしも母親の育児時間を質的に代替する養育サービス市場が成立していれば、母親の仕事時間と育児時間の選択は、子どもの便益に外部性がない限りにおいて、市場で最適水準が達成されるであろう。市場労働における生産性が家庭内育児の生産性よりも高い母親は託児をし、下回る母親は、家庭内育児に専念するであろう。しかし養育サービス市場が成立していない場合は、就業=非出産、非就業=出産というコーナー解である離散的な選択がなされることになる。また非就業=子どもの質への過剰投資、就業=子どもの質への過小投資という歪みも生じる。この結果、社会全体で見ると、子ど�数の過小、子どもの質への投資の過大、育児終了後の母親自身の市場労働に対する人的資本蓄積の過小といった問題が起こるであろう。

第4点目は、それでは養育サービスがどの程度市場として成立しうるかに関する議論である。養育サービスは、養育内容の質、利便性、安全性、時間の融通性、教育的側面、価格など、多面的な側面を持つ。しかし、利便性、時間の融通性、価格以外の保育内容を親が確実に知り評価することは困難である。幼い子どもは言葉で訴えることができない。加えて、子どもが受けている養育サービスの質を成果ではかることも難しい。投入と成果に時間ラグがあると考えられるからである。つまり養育サービスの内容には、大きい情報の非対象性が存在する。この場合、市場が成立するためには、どのような政府規制を設けるべきかという議論である。保育産業への規制、政府による保育施

設の供給、保育手当(または税控除)などのうちいずれが望ましいか、子どもケア産業の供給弾力性、メカニズム、政策の影響などの研究が増加している。

保育需要の価格弾力性が小さい場合、保育の質の差に需要が敏感である場合、質の高いサービスを供給する限界的なコストが小さい場合、質の低いサービスに消費者が低い価値をおく場合に、生産者に対する規制は緩やかな方が望ましいとされる。しかし、保育サービスの場合、これらの基準が満たされているとは思われない(Walker (1991))とされる。

(2) 米国における子どもへの公共政策

本小論の後半においては、日米の子供に対する公共政策をめぐる議論を概観する。米国と比較することで日本の特質がより明らかになるであろう。

米国における議論を、母親の就業と子どもの養育に関するもの、貧困児童に関するもの、公共政策のあり方に関するものに分けて見ることにしよう。

a. 母親の就業と子どもの養育

米国においては、過去20年間に、著しく子育て期の女子の就業が一般化した。1988年において、1歳未満の子どもを持つ母親の52%が、また、6歳未満の子どもを持つ母親の57%が労働力であるという(Blau and Grossberg (1990))。またこの20年間の変化では、とくにフルタイム就業者の増大が顕著である。Hayghe and Bianchi (1994)によれば、1970年では、6歳未満の子どもを持つ母親のうち、フルタイム労働者は10%に過ぎなかった。しかし1994年には、31%を占めるに至っている。またフルタイムの共働き世帯が増大している。1970年には、フルタイムの共働き世帯は、両親そろった未就学児のいる世帯の7%に過ぎなかつたが、1994年には、24%と、4世帯に1世帯を占めるに至っている。この間、子どもはどのようにケアされているのだろうか。Kisker and Maynard (1991)が引用する政府統計によれば、フルタイムで働く母親は、33%が保育施設以外の市場ケア(ベビーシッター、友人など)、28%が保育施設ケア、23%が親族ケア、残りの11%が父親によるケアで子どもを育てている。またパートタイムの母親の25%が親族ケア、24%が父親によるケア、21%が保育施設以外の市場ケア、17%が保育施設ケアによっている(U.S.Bureau of Census 1987)。日本と類似の点は、親族が比較的大きい位置を占めるという点、乖離する点は、父親の役割が大きいこと、友人、ベビーシッターなどの非施設保育が多いということである。これは、保育施設の供給に関して、公的供給の制度がないに等しいということも関係している。いずれにしても、乳幼児期の生育方法は、伝統的な母親による育児から、ベビーシッター、父親や親族、デイケアセンター、ナーサリースクール、親族による育児の並存に現実に変化している。

一般家庭の急速な変化によって、母親の就業選択と子ども発達、養育サービス市場の分析に関心

が高まっている。両親の仕事の選択、家庭の恒常所得、子どもケアの購入とどのような関係にあるか。女子の学歴水準の上昇は子どもの数と質への投資にどのような影響を与えていたか。第4節で実証研究を紹介するが、母親の就業が子どもの人的資本の蓄積に長期的にどのように影響するか。また公共政策上、次世代の人的資本の蓄積、(および現役世代の人的資本の活用)のためにどのような育児支援策をとるのがもっとも効果的か、公共政策および子どもケア産業の研究が増加している。

b. 低所得者のための公共政策

もう一つの大きい問題関心は、低所得層を対象とした福祉政策（子どもへの機会均等、子どもの権利保障）としての育児支援政策のあり方である。一人親家庭の増大、poverty level以下の子どもの数の増大の中で、どのような形で福祉政策を実施すべきかという点の議論である。70年代の議論の多くは、福祉がむしろ福祉依存型の家庭を増殖させている（一人親家庭を増大させ、離婚した父親の仕送り責任にモラル・ハザードを生じさせている）という福祉設計への懸念であった。しかし最近の議論は、子どものケア水準そのものに対する懸念を表明するものも多い。Bergmann (1994)によれば、米国の子どもの5人に1人が貧困児童 (deprived children) であるという。米国のみならず、多くの先進国で、一人親家庭が急増している（例えば、米国では、1982年に一人親家庭が、家族数の約5分の1を構成しており、そのうち55%が貧困家庭であるGarfinkel他(1989)）。英国では、1991年に子どものいる家庭の17%が一人親家庭である(Bingley他 (1993))。

子どものいる低所得者への福祉として、AFDC (Aid to Families with Dependent Children) による現金給付、食料切符、低所得者向け医療サービス、住居燃料サービスなどがある。しかし、受給者の多くが、福祉受給から抜け出せないでいる。福祉政策が、若年出産への歯止めをなくし、さらに、所得扶助目的の婚外出産を増加させてさえいると非難される中で、Garfinkel(1992)によれば、1975年以降、子どもの父親に養育費の支払いを求め、その履行に州政府が関与する方向で政策がすすんでいる。しかし、子どもの貧困問題に歯止めはかかっていない。Child Support Enforcement Program, Part D of Title IV of the Social Security Act (1975) は、扶養コストを政府から、不在の親に転嫁することを目的としたものであり、不在の親の居住地の確認、子どもへの仕送り義務の確定とその履行をする部門を提供することを州に義務づけた。Title IVに続き、Child Support Enforcement Amendments (1984) や、Family Support Act (1988) は、州の徴収権限を強化し、養育費用の支払いが滞る親に対して、親の賃金から源泉徴収する権限を与え、また養育費の徴収額のガイドラインを州が示すことを義務づけた。1975年以前は、養育費の徴収責任は、養育親にあり、また支払額も裁判で決定される裁量事項であり、判例も基準も州ごとに異なっていたのに対し、事務的に養育費が決定され、源泉徴収される方向に変わりつつあるという。しかし、Robins (1986) の実証研究では、一人親家庭が、福祉依存と貧困から脱出するためには、不在親からの費用徴収率の

増大のみでは不十分であり、子ども1人当たりの費用徴収額基準の増大、所得の増大が必要とされる。この方向への変化として、Garfinkel, Robins, Wong, and Meyer (1988) は、ウィスコンシン州の新しいChild Support Assurance Systemが、貧困の減少に寄与すると予想する。その内容は、子ど�数に応じて不在親の所得から機械的に一定比率を源泉徴収して養育親に支給すること、州による子ども1人あたりの最低水準の所得保証、養育親の賃金補助などである。一方、Bergmann (1994) が提唱する解決策は、政府による保育施設（もしくは保育切符）の提供と母親の賃金補助（就業促進）である。現金給付が必ずしも子ども支出に使われないのであるに對し、保育施設は、直接子どもに對して給付されること、子どもがより良いケアを受けられることを指摘する。また、子どもケアの質に親が関心を持つためにも、保育施設は中所得者向けにも提供すべきとしている。就業の促進のための補助は、長期的には、福祉依存から抜けだす援助となることが期待されている。いずれにしても、10代の未婚の母親の増加、貧困児童の増加が大きい社会問題となっている。

c. 養育サービスと公共政策

日本で、子どもの養育サービスへの公共政策は大きく異なっている。米国の姿勢は、最低ルールの設定と、自由な選択である。自由な選択とはすなわち保育の民間供給と託児経費の税制上の優遇措置である。保育サービス供給に関して、連邦政府の統一的なルールではなく、州ごとにかなり差がある。供給主体も、有資格義務、登録義務のある州や、任意登録である州など、また、保母対子ども比率に関する規制も幅があり、かなり差がある様子である。税の恩典措置が主であるから、基本的には、託児実費より低い賃金しか得られない母親は、就業を抑制される。ただし低所得階層の子どもに対しては、Title XX (Social Service Block Grant), Head Start, 前述のAFDC(Aid to Families with Dependent Children) やその他のプログラムで直接の援助が行われ、また、最近は、未熟練の母親の就業を援助するプログラムも採用されている。

ところが、従来の米国の政策では、母親、子どものwell-beingと効率性の確保に必ずしもつながっていないとして、前述のように大きい論争が起こっている。米国政府の子どもケア支出の6割をしめるのが、保育費用の一部の税還付であるが、恩恵を受けるのは、税を支払う中高所得階層であり、低所得層に不利である(Robins (1991))。一方、子どもへの直接の政府支出は減少している。民間部門で供給されている保育サービスの質は多岐にわたる。この中で賃金率が低い層は、より安価な保育に頼らざるを得ない。これは、友人や親族であるが、保育の水準は、千差万別である。支払い賃金率が低いため、一般に供給が不十分であり、質が低いと考える論調が多い。家庭託児されている子どもが米国における託児の約4分の1であり、施設保育と同等のシェアを占めるが、無資格者がほとんどで、他の良い就業機会がない義務教育中退者などに多いと指摘される(Walker (1991))。

施設保育についても、保育者の賃金率はきわめて低水準にあり、学歴、勤続の収益率が非常に低

い賃金構造が成立しており、このため、転職、離職率が高いとされる。Blau (1992) は、施設保育、家庭託児、ベビーシッター等を含めた米国における養育サービス市場の労働者の入職、転職行動、賃金率などをCPS (Current Population Survey) を用いて調べ、養育サービス供給者に対する政府補助金の増大が、養育サービス者の賃金率を引き上げないこと、すなわち、養育サービス労働者の供給が非常に弾力的であること、教育の収益率が非常に低いことなどを示している。

Heckman (1974) は、現実に、友人、親族などにより、インフォーマルに保育されている子どもが多いことを政策決定の際に考慮すべきと指摘する。一定の条件付きの現物給付（例えば施設保育のみ、一定就業時間以上のみに有効とする託児切符）が就業行動へ与える効果がかなり複雑である点を指摘した上で、安価なインフォーマルケアの手立てがあるかどうかといった点を考慮し、就業行動に与える養育サービス価格の効果を推計する。

Hofferth and Wissoker (1992) は、現実の親の養育サービスの選択を、家族の所得、母親の賃金率、養育サービスの価格、養育サービスの質（単に保育者児童比率、保育者の学歴で計測）などで説明した結果、選択に、価格の安さが大きい影響力を持つこと、また、家族の所得が増えるほど、施設保育が選択されることなどを示し、養育サービスの価格を下げる政策（保育切符、生産者補助金）、保育の質を上げる政策（規制やインセンティブ）、家族の所得を増加させる政策（養育サービスに対する税金の控除や還付）がそれぞれ養育サービスの選択に与える影響を計測する。

またPowell and Cosgrove (1992) は、205の保育施設のデータを用いて育児産業のトランスログのコスト関数を推計している。

(3) 日本における子どもへの公共政策

一方、日本における子どもの公共政策をみると、低出生率をめぐる議論や、母親の就業と育児の両立をめぐる議論が最近大きい関心を集めている。母子世帯の貧困を問題として取り上げた論文に篠塚 (1992) があるがこの問題は離婚家庭が依然欧米に比べて少ない現状においては、欧米と比べるとより小さい問題であろう。

確かに一般家庭の子どもを対象とした公共政策として、所得税における子どもの扶養控除、児童手当などもあるが、後者に関してその額は小さく、前者に関しては一律であるので、平均的な家庭の母親の就業選択や、子どもの出産数、子ども投資の決定に与える影響は、きわめて小さいものと考えられる。一般家庭における母親の就業と子どもへの投資に大きい影響を及ぼしてきたのは、保育政策であろう。

a. 母親の就業と子どもの養育

日本においては、末子の年齢が3歳未満においては、米国と比べて母親の就業率は遙かに低い28%

であり、また、就業者を非農林業雇用者に限ると、20%に過ぎない。一方末子が4歳から6歳の場合に母親の就業率は、大きく上昇し、46%，うち非農林雇用者は、31%に上昇する。このように幼い子どもの養育は、母親によるところが大きい。

この背景には、幼い子どもの養育を自分の手で行いたいとする嗜好、および幼い子どもの保育施設供給が政策的に抑制されていたという事情の双方があるだろう。

また、就業している母親に対して行った子どもの養育方法の調査では、婦人少年協会 (1989) の調査によれば、末子が1歳未満の時は、自分または夫の父母が67.2%，保育所・託児施設などの利用が28.3%である。また、末子が1歳から小学校入学前までが、自分または夫の父母が51.0%，保育所・託児施設が48.9%であり、さらに、3歳に達すると幼稚園が15.0%見られる（ただし、女子が雇用される主な産業についての女子常用雇用者45歳未満の調査）。また、一部上場、二部上場に限り、1歳から小学校入学前の子どもを持つ雇用女子に限っておこなわれたより最近の調査（婦人少年協会 (1995)）では、公立保育所が31.2%，認可保育所が19.9%と5割が保育所であり、親兄弟姉妹などの親族が39.3%となっている。中小企業をも含めた前者の調査では、自分、親族によるケアが多い（つまり、子どもが幼い間は離職し、再就職する者がかなり含まれていると考えられる）。また、育児休業法施行後の上場企業に関する後者の調査では、1歳までの家庭保育と就業継続の選択肢が広がったと考えられ、1歳以降の保育方法の選択に関しては、やや施設保育の割合が高まっている。米国に比べると、施設保育にかかる友人、ベビーシッターなどの市場保育がほとんどされていないことが大きい差であり、また自分を含めた親族ケアの役割が相対的に大きい。

この背景に保育政策の差がある。米国とは大きく異なり、戦後の荒廃の中で、貧困児童の保護を目的として、公費で行政手の処分として保育所に入所させるという仕組みが作られた。その後現在でも保育所は「保育に欠ける児童を措置する」という福祉制度の枠組みの中で入所が決定されている。受益者の費用負担比率は、市町村からの一般財源の繰り入れの度合いなどによっても異なっているが、いずれにしても、その負担割合は低く、平成4年で保育所運営費に占める受益者費用微収は、都道府県別に、10%未満から30%程度であり（厚生省児童家庭局編(1994)pp.102-103），全国に公的保育所網が一定の基準のもとに広がっている点は米国と大きく異なる。

保育園での保育サービス価格は、低価格に抑えられているにもかかわらず、保育園の定員に対する充足率は、平均で8割程度であり、1977の96.7%をピークに低下、乳幼児保育、および人口急増地域以外において、平均的に見れば入所待ちの行列は生じていない。入所に伴って、国庫、都道府県、市町村からかなりの補助を受けられることが既知である。この場合、枠の配分に待ち行列が生じるはずと考えられるが、入所枠に余剰が生じていることは、やや不思議である。保育所に、消費者ニーズに答えない何らかの硬直性があることが可能性として考えられる。地域の人口変動に合わせて保育所の改廃が頻繁に行われない結果、同一市町村の中でも、一定の保育所では、空き待ち行

列があり、別の保育所では、定員割れが起きている。また、年齢別に見ると、後述の通り乳児に関しては、入所待機児童が相当数おり、育児休業法の本格的な実施とともに最近顕著に増加傾向にある。なお公私の割合を見ると、1994年において、在園児数に対する私立在園児の割合は、幼稚園では、8割に対し、保育園では45%と5割に欠け、公立保育園の割合が相対的に高い。1987年までは、公立保育優先主義がうたわれていたが、保育所在園児数がピークであった1980年以降、とくに3, 4, 5, 6歳児保育に関しては、公立保育園在園児数が絶対数で減少し、私立保育園在園児数のシェアが増大している。厚生省社会福祉施設等調査報告によれば、1979年から1993年にかけて、保育所在園児数は、3~6歳児が、約2割減、0~2歳児が約2割増を示しているが、うち、私立在園者数の変化は、前者で1割減、後者で、3割増であり、この結果、私立保育所在籍者の全在園児数に占める割合は、0~2歳児で、51%から56%に、3~6歳児で、37%から42%にと増大している。この中で、後述の通り、保育制度改革案が論議されている。

b. 乳幼児保育の供給制約

これまで3歳までの母親の就業率が低かった背景には、母親の嗜好の他に、従来は、乳幼児保育の供給が、政策的に抑制されてきたこと、そして、親族以外の代替的な保育市場が育っていないことがあると考えられる。乳幼児の養育サービスは、平成7年から実施された「特別保育事業」において、奨励的な補助金がつけられたが、従来は、供給は強く抑制されてきた。中央児童福祉審議会「保育制度特別部会中間報告」(s.38)、および中央児童福祉審議会「当面推進すべき児童家庭対策に関する意見具申」(s.43)では、乳幼児は、権利として母親に保育されるべきであるという基本姿勢が示されている。そのため母親が働くなくて済むように手当を支給するべきであり、どうしても働くを得ない世帯に対してのみ、公的保育を手当することが子どものために望ましいというのが基本姿勢であった。このような政策は、中高所得層（かつ親族ケアが入手できない）世帯においては、女性の出産=離職という選択を大きく推進したと考えられる。また、米国で、母親の就業が子どもの発達に与える影響について、後述の通り、効果は非有意と負とが入り混じっているのに対し、日本においては、当時明確な負の影響（乳児院児童に対する研究であるが、施設保育される子どもの大きい発達の遅れ）と家庭保育の優位が研究グループによって学術的に報告され、このような見解の土壤を形成したと思われる。これらの報告が、「3歳までは母親の手で」という幅広い認識が醸成された根拠ではないかと筆者は考える。

この政策は、1980年に、保育の質の低いベビーホテルでの乳幼児死亡事故が社会問題となり批判にさらされた。核家族化による親族ケアの減少、世帯主の所得の伸び悩みと女性の雇用労働力化の増大（非雇用労働力と異なり、仕事しながらの育児が不可能であること）を背景として、乳幼児保育需要が伸びたにもかかわらず、養育サービスに供給制約があり、公費が出ない無認可施設では価格を抑制

するためにケア水準が低く抑えられ、このことが事故の誘因となったと考えられた。これを契機に、無認可保育所に対する支援、および補助がやや強化された。しかし0から1歳児認可保育園児の認可保育園児全体に占める割合の推移を見ると、1965年に1.3%，1970年に2.0%に過ぎず、1980年には5.2%と増加したもの、1990年は7.2%（厚生省社会施設等調査報告）に過ぎない。

1992年に施行された育児休業法は、1歳までの家庭保育と休業修了後の雇用継続を法的に保障したものであり、日本における母親の就業と子どもの保育に関し、母親の選択肢を大きく拡大したものである。また一方、少子化を背景とし、平成6年末に合意された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の一環として、「緊急保育対策等5カ年事業（平成6年12月）」は、0歳から2歳までの低年齢児保育枠の増大を大きい目標としており、「入所待機児童等、保育所への入所を希望しても入所できない低年齢児のすべてが入所できる水準の確保」のために、平成7年度から平成11年度までの5年間で、保育枠を4/3倍に増大することを目指しており、低年齢児保育促進事業に国の補助率を高めるなどの措置がとられるようになり、保育政策は大きい転換途上にある。平成7年4月から実施された「特別保育事業実施計画」では、乳幼児保育、低年齢時保育の促進のための具体的な補助がうたわれている。もっとも1996年10月28日付け日本経済新聞「子育て支援計画目標達成を断念——官主導に限界、参入促へ法改正」は、扱い手不足や自治体の財政難から目標の2割程度しか具体化されていない事業が多いため、97年度にも規模を縮小した新計画を作成するとしている。

しかし、堀（1987）が指摘するように、0歳児一人当たりの保育にかかる実費は、女子の平均賃金月額より遥かに高いものである。東京都の例をあげると、予算より推計した保育所一人あたり所用経費は、0歳児では、月額275,503円（東京都保育事業研究会（1995）p.32）、一方徴収保育料は、所得階級が最高の者でも、実費より遥かに低く設定されているため、乳幼児保育供給の拡大は、自治体の赤字の拡大を意味する。補助率の拡大がどの程度かによって、乳幼児保育の供給増は、今後も制約されるであろう。東京都を見れば、0歳児措置児童数は、平成5年から平成7年にかけて、1割増加しているが、一方待機児童数は、3割増加しているため、待機児童数は減少していない。待機児童数は、平成7年10月時点で0歳児入所児童数定員の40%を超えていた（東京都保育事業研究会（1995）、東京都保育事業検討委員会（1996））。給付額と徴収額の乖離を考えれば、超過需要が発生するのは当然のことであろう。また村山（1995）が引用する連合の調査によれば、育児休業明けの入所では全国平均で4人に1人は入所待ちであり、待機期間は、約7カ月弱、大都市ほど増える傾向であるという。また、都市部に限らず、その隣接地帯でも、とくに1995-1996年以降、低年齢時の保育需要が高まっている点が、筆者の聞き取り調査で、複数の市町村の担当者から表明されている。

最後に意識調査を見ると、現在でも、乳幼児期の保育は、母親の手が望ましいと考える者は多く、母親による育児への嗜好が根強いことは付言したい。

c. 保育需要の変化と多様化への対応

働くを得ない母親を持つ子どもへの福祉としてはじまった保育サービスの公的供給であったが、その後の経済成長と雇用就業機会の増大の中で、保育園の機能が変化したことが指摘され、時代にあった保育政策の見直しが大きい課題となっている。利用者層も、昭和45年度には、所得税非課税世帯が約7割を占めていたが、平成7年度には約25%にと下落し、高所得者をも含むものへと時代とともに変化している。

保育サービスに関しては、子どもの発達といった視点の他に、親の就業上の都合（託児時間、託児場所など）に応えるということも重要であろう。親の就業時間は、多様化している。この中で、認可保育所は、病時、休日、夜間に対応しないところがほとんどである。同様の不足は、日本に限られたものではなく、欧米でも指摘される（OECD (1990)）。日本労働組合総連合会（1993）によれば、保育園利用者が保育制度を持つ要望として最多のものは（3つまでの複数選択で）、保育費の負担軽減（約5割）、早朝保育、延長保育の充実（約5割）である。続いて産休あけ保育所の増加（約4割）、入所時期の柔軟化（約4割）、施設や内容の改善（約3割）である。また全国保育団体連絡会（1996）の就業女子に対する電話相談記録を見ると、保育時間が合わないこと、土曜日の託児を抑制するよう指導されること、時間延長保育の枠に入れないこと、子どもの病気による頻繁な呼び出しなどに対する不満が読みとれる。また年度始めは、入りやすいが、途中入所の枠が少ないなどの点も指摘される。

一方、保育園を利用していない層に関しては、保育内容の特色に関する情報不足と、漠然とした不安が、母親の就業継続と保育園入所をためらわせている側面があると考える。所得水準の向上とともに、幼児教育への関心が高まっている。待井（1995）は、昭和30年代に、保育園での教育的側面の充実を望む母親の運動が広がったことを記述しているが、現在では、教育的側面を含めた保育に対するサービス需要はより増大しているであろう。子どもの教育に対する親の関心が高まる中で、幼いうちからの託児が子どもの発達へ与える影響について、漠然とした不安が解消されていないのではないか。1992年の全国保育団体連絡会「ワーキングママ110番」による電話相談結果では、育児休業中の者の相談割合が相対的に高く、子どものためにはいつから入れるのが望ましいかといった不安や迷いが案外多いこと、育児休暇後に入れる保育園についての入所枠、開設時間などの知識がない人が多い旨が報告されている（全国保育団体連絡会「1992年ワーキングママ110番集約表」）。また同会の「幼稚園110番実施報告」（1995）では、相談員がとらえた課題の3番目として、「『3歳になつたら幼稚園に入れた方がよい』と思っている親が案外多く、職業を持っていてもそう信じている人がいた」としている。このことは、保育園では教育的機能が前面に出されていないことによるのではないか。さらに米山（1993）は、「依然として地域の人々は、（私立保育園は）幼稚園と比べて『きれいではない』『雑然としている』『暗い』といった印象を抱きがちではないだろうか」としている。母親が就業しないと生活がなりたたないという形の就業は減少し、就業が選択的なものに変化しつつある。

しかしながら、依然として、保育園から救貧的なイメージが払拭されないとすれば、これは非就業もしくは非出産を促進する政策に等しい。このイメージは、ひとつは情報の不足によるのではないか。情報宣伝の少なさは、保育園が「福祉の給付」であるため、保育施設は基本的に市町村によって振り分けられるものであり、親が選択するものではないこととも関連する。措置費、運営費の使用、保育料の徴収、措置費の支弁、すべて規制で決まっており、保護者の意向を取り入れるメカニズムがないので、情報収集、情報発信活動もなされないし、また、保護者の需要に敏感でないのではないか。

実は、子ども・保育者比率、保育者の転職率、保育者の資格などの数値から見た日本の施設保育の質は、米国と比べるとはるかに良好であり、誇るべき水準に思われる。ただし平均水準は高いが、認可保育園の水準が保育サービスとして選択可能な最高限の水準でもあり、同一自治体内では保育園間の提供サービスの差異（つまり選択の余地）は少ないというのが実態であろう。第1に公的供給は、標準的なものが供給される利点がある反面、保育の質や価格において消費者ニーズに合わせてサービス競争がされるというインセンティブが働きにくいかであり、第2に価格補助のない他の市場養育サービスとでは価格差が大きすぎ、代替的な民間保育市場が育たないからである。厚生省児童家庭局編（1994）によれば、単位時間託児あたり保護者負担費用は、認可保育所とベビーシッタートを比較すると時間あたり122円と1,500円と、10倍以上差がある。一方のみに価格補助を与えるこの政策は、施設保育に偏った政策であるといえる。標準的枠内の者のみに対して標準的なサービスが供給されるシステムとして評価できる。

高山（1982）は、保育サービスの費用負担のあり方を経済学のフレームワークを用いて分析し、次の改革を主張する。基本的に保育費用は、利用者が全額負担すべきであること（場合によっては、所得税から費用控除をすること）。所得補助が必要な低所得層に限り、価格補助つきの現物給付を行うべきこと。効率性を確保するために、公的供給よりも、民間供給（ただし安全性、衛生のチェックなど、供給に公的ルール）が望ましいこと、そして各世帯が価格メカニズムに従って自由に保育方法を選択すべきこと。その根拠は、低所得者に限定されない高補助額と、他の養育方法（母親本人、幼稚園など）を選択している者との社会的公平、濫用（モラル・ハザード）の回避、供給の効率性である。高山の分析は、日本における保育政策のあり方を経済学の枠組みからストレートに分析したものであり、基本的に、保護者の自由な選択、コストの負担を主張し、費用意識を高めるために、補助を与える場合は、どれだけの補助を受けているかを明示する形でべきと議論するものである。また、小室（1995）も、措置制度とは、行政の力で保護しなければ自力で生活できない児童の権利を行政処分という形で保障していく制度と位置づけ、措置制度の長所は幾らもあげができるとしながらも、その役割は、国民の生活水準が向上した昭和40年代以降、社会的使命として終わったのではないかとする。そして、所得が高い階層の子どもを預かる際の保育所の入所システム、財源システムは、変え

るべきであろうとしている。

これらの分析は、多くの示唆に富むが、具体的にどのようなルール変更を行うことがもっとも望ましいのかは、子どもの養育サービス市場のメカニズムに関する実証的な分析をした上で、慎重に検討する必要がある。市場原理が導入されている米国での問題を見ると、子どもの養育サービスは、一般的の財と異なって特殊であることが示唆される。米国では、保育費用の実費負担(と所得控除)、民間による保育供給、(保育切符ではないが)子どものいる低所得者層への所得移転など、高山の主張に近い形で、養育への公的介入(州政府ごとに異なり、強制が弱いとされるが、保育者資格、保育者児童数比率など最小限のルール設定)が行われている。しかし米国では、保育内容、保育施設の多様化が進んでいくというプラスの側面はあるものの、最近の論調は、所得移転のみの保育政策は、子どものwell-beingを保障しないというものである。選択の自由、最小限の規制、企業のイニシアティブが貫かれている米国で、保育の質の水準が低いことが多くの識者の共通の懸念となっている。低中所得の親は、子どもの保育の質を下げる、他の財支出に使う傾向にあるとされる。これは、実際、子どもがどのような保育を受けているのか、保育の質とその成果が見えにくいことにも由来するかもしれない。高山があげる規制緩和の前提条件である、「保育サービスの民間市場が広範に存在する必要」、「保育サービスの民間市場が競争的である必要」が、現在は満たされていないのである。どのように条件整備をすればこれが可能となるのだろうか。保育サービスの「質」に関する情報の非対象性を克服するメカニズムはどのような工夫によって成立するかと言い換えることもできるだろう。反面、米国の問題は、市場固有の問題ではなく、未婚若年出産と一人親家庭の増大、貧困の継続といったミニマムを割り込んだ階層が拡大しているという別の問題に由来するのかもしれない。日本においては、このような問題は、遙かに小さいため、市場原理の導入が、むしろ出産＝離職というコーナー解から、選択の幅を広げる結果を生むことになり、出産コストを引き下げるにつながる可能性もありうる。現状のシステムを踏まえた上で、どのような弾力化をするべきか検討が必要であろう。

d. 保育所の運営費用の負担

幼稚園と異なり、保育園の入所は、公立、私立を問わず、「措置」であり、自由に選択できない点を理解していない父母が多いという点が指摘されている(全国保育団体連絡会「1992年ワーキングママ110番結果報告集計表」)。そこで、認可保育園の運営費用の負担に関して、若干の説明を付け加えたい。保育園の運営費用の負担の構成は、なかなかわかりにくい。まず保育にかかる最低限の費用として、年齢別、地域別、保育施設の規模別に、国が詳細な「保育単価」を毎年設定している。この保育単価は、施設の人員費(保母、調理員、施設長、民間施設加算など)、管理費(事務費など)、生活諸費(給食や暖房費など)を保育にかかる費用として、年齢別、保育園規模別、地域別、公営民営別に積算した

最低限の基準である。これに基づき、入所児童の年齢や地域に応じて、各市町村における保育の支弁額が決定される。これが国基準での保育園入所児童に対する児童保護措置費となる。この支弁額の一部は児童の保護者から所得階層に応じて保育料として徴収される。残額は、国、県、市町村から負担金の形で支弁されている。保護者からの徴収金(保育料)を除いた額を、国が1/2、県が1/4、市町村が1/4持つことが法令で定められている。ただし、市町村独自の基準をもうけて、保護者からの徴収金を軽減している自治体も多い。自治体間で保育料の差異があるのは、こうした理由である。国の徴収基準に基づく額との差額は、市町村が肩がわりしているのである。さらに、自治体によつては、保母の配置基準を国基準より手厚く定める、保母の給与への持ち出し、送迎バスの設置など様々な形で市町村の一般財源の繰り入れをしているところが多い。自治体によつては、国基準の倍以上の繰り入れをしているところもある。この結果、市町村単位で、一人当たりに実際かかる保育費用はかなり差異が出ている。

最後に、支弁額とは別に、奨励的補助金が保育事業に対して、国から、あるいは、県単独事業、市単独事業として出されている(この額は、支弁額に比べると遙かに小さいものである)。国では「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(平成6年12月)、「緊急保育対策等5カ年事業」(平成6年12月)を踏まえて、「特別保育事業」を平成7年4月1日から実施している。内容として、時間延長型保育サービス事業、乳児保育事業、低年齢時保育促進事業、開所時間延長促進事業、一時の保育事業、地域子育て支援センター事業、障害児保育事業などがある。時間延長型保育サービス事業とは、延長時間を午後6時から2時間、4時間、6時間延長する保育所、および夜間保育所に対して、国が補助金を支給するというものである。また、乳児保育事業は、入所待機児童が多い市町村における乳児保育、産休あけ、育休あけなどに伴う年度途中入所ニーズを満たすべく、補助金を出すものである。ただし、これらの国の補助金を受けるためには、県、市も、ほぼ国と同額の負担をするように定められており、前出日経新聞記事が指摘するとおり、必ずしも消化は計画通りに進んでいない。中央児童福祉審議会で保育所のあり方が現在審議中である。

4. 米国における実証分析——子どもの人的資本形成と母親の就業

子どもの出産数の選択に関する実証分析のサーベイは、すでに幾つか行われている。共通するものは、夫の恒常所得の上昇と出生率との正の関係、女子の賃金率(機会費用)の上昇と出生率の負の関係や、出産間隔の縮小などである。例えば日本に関しては、Hashimoto(1974)は、戦後の急速な出生数の減少を堕胎の合法化のみならず、女性の機会費用の増大で説明することを試みている。また武藤(1992)は、最近のデータを用いて、出生率の低下を子どもの教育費、女性の機会費用の増大で説明を試みている。Ogawa and Mason(1986)は、出生率と女子賃金率との負の相関、男子賃金率

との正の相関を示している。そこで、次ではこれまであまりサーベイが行われていない投資財としての子どもの米国における実証研究のサーベイを簡単に行う。

投資財としての子どもの実証研究には、まず、Leibowitz(1974)があげられるだろう。Leibowitz(1974)は、子どもへの両親の時間、財投入の質と量(本人は、home investmentと名付けた)が、子どもの能力(IQ)、子どもの学歴、子どもの成人後の所得などの関係があるか、モデルを示し、実証研究を行った。ただし分析対象は、時代的にも能力的にも限定されたグループであり、1921年にカリフォルニアで高い学業成績をあげた小学3年生から中学2年生までの、その後の進路を1929年、1940年、1950年、1954年、1960年に追ったデータである。Leibowitzのモデルは次のようなものである。まずhome investment(以下家庭内教育と呼ぼう)と生まれつきが、IQを決める。次に、このIQは、家庭内教育と家庭の所得水準とともに達成学歴を決める。さらにIQ、家庭内教育、学歴、就業経験が成人後の所得を決めるというものである。なお家庭内教育には、財、時間投入があり、また、投入される時間と財にも質の差があると考えられるが、時間の代理変数として、両親の学歴、子どもへの家庭教育の内容、子ど�数がとられている。実証研究の結果示される結論は、母親の学歴が子どもの小学校高学年時のIQ(とくに男子)と強い相関を持つが、父親の学歴は非有意であることである。この結果を、Leibowitzは、遺伝要因より、時間投入の質の差がIQを決定すると解釈する。また実証研究の結果、家庭教育は、成人後の所得には、直接に影響しないことがわかる。しかし、学歴が、成人後の所得に強い影響を及ぼし、学歴は、家庭教育から直接に、またIQを通じて有意な影響を及ぼされる。つまり、少年時の両親の時間と財投入およびその質が、子ども人的投資のための重要な中間財であることが示される。IQの高い限定されたサンプルを対象とした分析であるが、養育者の学歴や、家庭教育が、その後の進路に重要な影響を及ぼすという結果であった。

女子の就業がさらに一般的になるにつれて、子どもの人的資本形成の関係に与える母親の就業が、大きい関心を集めようになった。この中で、Stafford(1987)のモデルが完成されている。就業継続を通じて母親は、自分の生涯賃金を引き上げられる反面、子どもへの時間投入が減少するというトレードオフがあることを次のようにモデル化する。子どもの人的資本の成長は、親の時間投入、親の時間投入のタイミング(子どもの年齢)、子ど�数、子どもの能力に依存する。一方、親自身の人的資本の成長は、現在の人的資本のストック高と、訓練時間、減価償却率に依存する。就業中断は、親の人的資本を減価償却率だけ減耗させるわけであり、生涯所得を引き下げる事になる。親の効用は、収入の流列の現在価値の総和と、最終期において蓄積される子どもの人的資本に依存する。つまり親の喜びは、できの良い子を持つことと、高い所得を得ることに集約されるが、双方にはトレード・オフがある、というのがこのモデルである。この中で、親は、効用を最大化するべく子どもへの投資時間、自分への投資時間、労働時間を決定する。Staffordの実証研究は、ミシガン大学実施の1975-76年調査のうち、当時、両親および未就学児で構成される家庭を、1981-82に再調査し

たサンプルを対象に行われた。何よりもサンプル数が、77に過ぎないことが大きい欠点である。7人の教師による同一の子どもの7種類の学習能力の相対評価が、学習能力の代理変数である。この結果、1981-82年の学習能力の評価のうち、25-40%は、1975-76年(つまり未就学児)における母親の育児時間と市場労働時間、家庭における子ど�数(とくに年齢が近いほど)、家族の総所得などの家族変数で説明できたとしている。総所得はプラスの影響、年齢の近い兄弟の影響はとくに男子にマイナス、母親の市場労働時間は、マイナスの影響、また母親の教育と市場賃金率は、プラスの係数だが、非有意である。Staffordは、女性の昇進には、フルタイム就労が必要だといわれる中で、課題の多い結果であると指摘する。

Blau and Grossberg(1990)の結果は、幼い3~4歳児のみについて、母親の就業と発達の関係を調べたものである。21~29歳の母親という限定されたサンプル(NLSY、1986年)を用いると、他を一定とすると、子どもが0歳時における母親の就業は、言語発達に有意に負の影響を与えるが、1歳時における就業は、むしろ正の影響を与えること、この1歳における正の影響の一部は、就業による所得増大(財投入の増大)によるものと考えられること、3~4歳時まで母親が継続して就業している子どもとそうでない子どもで比較すると、有意な発達差はないことを示した。

反対に、Hill and O'Neill(1994)は、1986年、1988年いずれかにおける幼児の言語発達テスト(PPVT)の結果と、家族の資源(所得、子どもの人数など)、母親の就業、福祉給付などの関係を分析し、母親の就業時間が幼児の言語発達に負の影響を与えることを結論づけている。

一方、Datcher-Loury(1988)は、子どもの達成学歴に与える母親の家庭内時間と就業の影響を調べ、母親の家庭時間は子どもの学歴を上げるが、母親の就業が直接に学歴を下げる影響は持たないとした。Datcher-Louryは、ミシガン大学のPSDIを用いて、1982年に20~26歳である青年の学歴データを被説明変数とし、本人の6~12歳以降からのほぼ14年間の家族のパネルデータを用いて、母親の家庭時間、母親の就業時間、両親の学歴、父親の職業、子ど�数、所得などを説明変数として分析した。ただし、子どもにかけた時間は、直接回答されたものではなく、家事時間から推計されたものである。母親が高卒以上の場合、子どもにかけたと推計される家庭時間が長いほど、子どもの達成学歴が高いことが示され、また、女性の就業そのものとは、無関係であるという結果が示された。この結果を、高学歴の女性ほど、家事時間の中でも、子どもケアに使う時間が多いという実証分析と合わせて評価している。

このように、母親の就業と育児、子どもの人的資本形成に関する実証分析は、増大しており、実証結果は、子どもの人的資本形成が阻害されるというもの、非有意であるとするものに分かれおり、一致していない。この中で、全く行われていないのが、どのようなタイプの保育サービスが、母親の時間投入の代理となりうるかといった、「保育サービス」自体の人的資本形成に与える影響である。また時間投入と財投入がどの程度代替的であるかといった研究も不十分である。

5. 今後の課題

本論文は、子どもの養育、養育サービス市場、公共政策をテーマとした経済学からの論文を、米国を中心にサーベイを行った。母親の就業が一般化している現在、子どもの養育サービス市場の分析は、子どもの養育の質を保障し、親子の選択の幅を広げるため、どのような政府の介入のあり方が望ましいかを検討する上で益々重要になっている。

従来、子どもの養育が家庭で行われてきたのは理由があろう。消費財としての子どもという側面からは、親が子どもに望む特性が親ごとに異なる(文化、価値の伝承)こと、投資財としての子どもの側面では、養育サービス市場が完全でないことに由来する。養育サービスの質について、幼い子どもは表明能力がなく、また効果も長期間たたないと出ないとすれば、養育の質に情報の非対象性が存在する。この結果良貨が悪貨に駆逐されるレモンの市場となれば、マーケットは成立しない。母親が自分の子どもを養育する慣行は、子どもと親と効用が一体であり、一般にはプリンシパル—エイジェントの関係が少ないからであろう。

しかしながら、今後も、母親の手以外による養育は、ますます一般化することであろう。子育て終了後の期間の長期化、家事の省力化と家族の規模の縮小、人口構造の高齢化の中で、女性の就業は今後も趨勢的に上昇すると考えられるからである。この中で、子どもへの人的資本投資、出生率の維持、母親の人的資本の維持などの観点から、養育サービスに対する政府規制や政府補助のあり方の経済分析はますます重要な課題になると考えられる。その分析は、保育政策のあり方にとどまらず、子どもの養育コストを考慮した年金保険料体系や税制のあり方を含めて考慮すべきであろう。年金、税金などの諸制度が、子どもの便益に外部効果を作り上げている反面、子どもの養育は、主に私的な負担でなされているため、年金等の給付を時間投資を含めた子ども養育コスト負担と連動するよう改善する必要があると筆者は考える。

理論的な分析と同時に、養育サービスの供給価格、質、数量などの政策変化に対応して、人々がどのような選択行動をとるかの実証的な分析を行うことが、今後の課題であると考える。課題の第1は、保育施設、幼稚園、ベビーシッター、親族などの保育サービスの価格、供給数量、質的制約が母親の就業行動にどのような影響を与えていたか、また、現実の選択が、子どもや母親の人的資本の蓄積にどのような影響を与えていたかを実証的に計測することである。その計測のためには、養育サービス利用者のみならず、非利用者(潜在的利用者)を含めた個票データを用いて計量分析を行う必要がある。また、保育所に限れば、消費者が面している価格と、生産者が面している価格は乖離しており、その程度も地方自治体によって差がある。この点を加味した上で分析を行う必要があるだろう。保護者の負担額は、地方自治体の財源繰り入れへの姿勢に依存して国基準と乖離し、

一方、子ども1人あたりの保育実費も、保母の加配、保母給与の補填等、地方自治体間で、かなり異なるからである。このような補助は、子どもが受けるサービスの質、消費者の利用、生産者による供給、保育者のスキルの形成に、どの程度の影響を与えていたのか。ただし、実際の利用決定は、代替的な養育手段の入手可能性(例えば、同居親族の有無)、女性の仕事の機会や賃金率にも依存するであろう。後者も、保育料同様、地域差があることから、両者の効果を分離するのは難しいが、このような点を考慮した上で、養育サービス需要の価格弾力性、所得弾力性の計測を行う必要があるだろう。また、乳児保育の数量制約の程度、および、これが就業行動に及ぼす影響についても計測する必要があろう。次に保育内容の質的側面の経済分析が必要であろう。公的供給は、消費者ニーズに鈍感であり、保育の差別化がされていないというマイナス面がある反面、企業利益によらず、一定の保育基準が満たされたというプラス面がある。このような供給体制は、どのような層の需要に応え、あるいは、応えなかったか。保育の質的な側面として、満たされていないニーズは何か。保育の教育内容か、保育時間の弾力性か、保育場所の地理的配置か。このことは、現在の利用者だけではなく、潜在的な利用者をも含めて、就業行動にどのように影響を与えていたのであろうか。最後に、米国においても分析が少ないので、どのような保育方法が、子どもの発達に関して、母親による育児をもっとも代替しうるのかという課題は、女性の就業率の趨勢的増大の中で非常に重要であろう。

参考文献

- Becker Gary.S. (1965) "A Theory of the Allocation of Time," *Economic Journal*, Vol.75, pp.493-517.
- Becker Gary.S. (1981) *A Treatise on the Family* Harvard University Press .
- Bergmann, Barbara R. (1994), "Curing Child Poverty in the United States," *The American Economic Review* Vol.84 No.2 pp.76-81.
- Blau, David M. and Philip K. Robins (1988) "Child-Care Costs and Family Labor Supply," *Review of Economics and Statistics* Vol.70 No.3 pp.374-381.
- Blau, F.D. and A.J.Grossberg (1990) "Maternal Labor Supply and Children's Cognitive Development" *National Bureau of Economic Research Working Paper* No.3536.
- Blau, David M. (1992) "The Child Care Labor Market," *The Journal of Human Resources* Vol.27.No.1 pp.9-39.
- Bingley, Paul, G. Lanot, E. Symons, and W. Walker (1993) "Child Support Reform and the Labor Supply of Lone Mothers in the United Kingdom," *The Journal of Human Resources*

- Vol.30 No.2 pp.256-279.
- Blank, Rebecca and Patricia Ruggles (1995) "When Do Women Use Aid to Families with Dependent Children and Food Stamps?—The Dynamics of Eligibility versus Participation" *The Journal of Human Resources* Vol.31 No.1 pp.57-89.
- Datcher-Loury, Linda (1988) "Effects of Mother's Home Time on Children's Schooling," *The Review of Economics and Statistics* Vol.70 No.3 pp.367-373.
- De Tray, Dennis M. (1973) "Child Quality and the Demand for Children," *Journal of Political Economy* Vol.81 No.2 PartII pp.s70-s95.
- Folbre, Nancy (1994) "Children as Public Goods," *The American Economic Review* Vol.84 No.2 pp.86-90.
- 婦人少年協会(1989)『既婚女子労働者の生活実態調査結果報告——育児期の母親労働者の実態——』
- 婦人少年協会 (1994)『幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査結果報告書』
- Garfinkel, Irwin (1992) "The Child Support Revolution," *The American Economic Review* Vol.84 No.2 pp.81-85.
- Griliches, Zvi (1974) "Comment" *Journal of Political Economy* Vol.82 pp.219-221.
- Hashimoto, Masanori (1974) "Economics of Post War Fertility in Japan," *Journal of Political Economy* Vol.82 pp.170-194.
- Hayghe, Howard and Suzanne M. Bianchi (1994) "Married Mothers' Work Patterns : the Job Family Compromise" *Monthly Labor Review* Vol.117 No.6 pp.24-30.
- Heckman, James J. (1974) "Effects of Child Care Programs on Women's Work Effort" *Journal of Political Economy* Vol.82 pp.136-163.
- Hill, M.Anne and June O'Neil (1994) "Family Endowments and the Achievement of Young Children with Special Reference to the Underclass," *The Journal of Human Resources* Vol.29 No.4 pp.1064-1100.
- Hofferth, Sandra L. and Douglas A. Wissoker (1992) "Price, Quality, and Income in Child Care Choice," *The Journal of Human Resources* Vol.27 No.1 pp.70-111.
- 堀 勝洋「低年齢児の保育政策」『季刊社会保障研究』 1987 23巻1号。
- Hunushek, Eric A. (1992) "The Trade-off between Child Quantity and Quality," *Journal of Political Science* Vol.100 No.1 pp.84-117.
- 厚生省児童家庭局編 (1994)『利用しやすい保育所を目指して—保育問題検討会報告書・これからの保育所懇談会提言』大蔵省印刷局
- Kisker, Ellen and Rebecca Maynard(1991) "Quality, Cost, and Parental Choice of Child Care," *The Economics of Child Care* Russell Sage Foundation pp.127-144.
- 小室 豊 (1995)「社会保障における措置制度の再検討」『季刊社会保障研究』 Vol.31 No.1 pp.25-31.
- Leibowitz, Arleen (1974) "Home Investments in Children," *Journal of Political Economy* Vol. pp.111-131.
- 待井和江 (1995)「これまでの保育実践とこれからの保育」全国保育協議会編『保育年報1995年一期 待される保育所の新たな役割』全国社会福祉協議会 pp.34-38.
- Macunovich, Diane J. (1994) "The Butz-Ward Fertility Model in the Light of More Recent Data," *The Journal of Human Resources* Vol.30 No.2 pp.229-255.
- Michael, Robert T. (1973) "Education and the Derived Demand for Children," *Journal of Political Economy* Vol.81 No.2 PartII pp.s279-s288.
- 武藤博道 (1992)「日本における子育てコストと子ども需要」『日本経済研究』 No.22 pp.119-136.
- 村山裕一 (1995)「厚生省『エンゼルプラン』政策と保育所改革の課題」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書1995』草土社 pp.6-21.
- 日本経済新聞 (1996)「子育て支援計画を断念—官主導に限界、参入促進へ法改正」10月28日付け記事
- 日本労働組合総連合会 (1993)『女性の就業と保育に関する調査報告』
- OECD (1990) "Child care in OECD countries" *OECD Employment Outlook* pp.123-151.
- Ogawa, N. and A.Mason (1986) "An Economic Analysis of Recent Fertility Decline in Japan : An Application of the Butz-Ward Model," 人口学研究 Vol.9 pp.5-14.
- 大淵 寛 (1988)『出生力の経済学』中央大学出版部。
- Powell and Cosgrove (1992) "Quality and Cost in Early Childhood Education," *The Journal of Human Resources* Vol.27 No.3.
- Robins, Philip K. (1986) "Child Support, Welfare Demendency, and Poverty," *The American Economic Review* Vol.76 No.4 pp.768-788.
- Robins, Philip K. (1991) "Child Care Policy and Research: An Economist's Perspective," *The Economics of Child Care* Russell Sage Foundation pp.22-42.
- 篠塚英子「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』 No.22 pp.77-118.
- Stafford, Frank (1987) "Women's Work, Sibling Competition, and Children's School Performance," *The American Economic Review* No.5 pp.973-980.
- 高山憲之「保育サービスの費用負担—応能負担原則の再検討」『経済研究』 Vol.33 No.3 pp.239-250.
- 高山憲之「保育サービスの費用負担—応能負担原則の再検討」『経済研究』 Vol.33 No.3 pp.239-250.

東京都保育事業研究会（1995）『新たな保育の展開を目指して（報告）』

東京都保育事業検討委員会（1996）『地域における多様な保育施設の着実な前進のために』

Walker, James R. (1991) "Public Policy and the Supply of Child Care Service," in David M.

Blau eds. *The Economics of Child Care* Russell Sage Foundation pp.51-78.

Willis, Robert J. (1973) "A New Approach to the Economic Theory of Fertility Behavior,"

Journal of Political Economy Vol.81, No.2, PartII, pp.s14-s16.

米山千恵（1993）「園長職の理念と職務内容」全国私立保育園連盟保育総合研究委員会第3部会『望

ましい私立保育園長像』

全国保育団体連絡会（1995）「幼稚園1110番実施報告」*mimeo*.

全国保育団体連絡会（1992）「ワーキングママ110番集約表」*mimeo*.

全国私立保育園連盟保育総合研究委員会第3部会（1993）『無認可保育施設の実態』

※ 本稿の基礎となった研究は、厚生省大臣官房政策課調査室「社会保障の経済分析研究会」に提出したサーベイ論文である。東洋大学社会学部森田明美助教授はじめ、多くの保育関係者にご教示いただいた。記して謝意を表したい。